

# 自動車保管場所証明申請書の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、  
完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。

※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。  
ゼロ オー デー 仔 アイ ニゼット ハジ ビー アイユー  
〔0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU〕などに注意してください。

【自動車の大きさ】  
センチメートル単位で、右に詰めて記入してください。  
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】  
〔個人の場合〕  
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。  
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》  
〔法人の場合〕  
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。  
本社、営業所等の所在地です。  
《通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】  
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】  
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かれば記入してください。

【申請者住所・氏名】  
車検証の使用者欄にあたる箇所です。  
〔個人の場合〕  
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。  
氏名欄は、記名押印又は署名のみでも可。(印鑑は認印で結構です)  
※氏名にはフリガナをつけてください。  
〔法人の場合〕  
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記し、社印又は代表者印を押印してください。  
〔印〕  
1～3枚目まで押印し、4枚目は住所のみ記入となります。

【連絡先】  
日中間合せ可能な連絡先(携帯電話番号等)を記入してください。

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ECT-54	ECT54-B300789	長さ 465 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 158 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		横浜市中区海岸通2丁目4番1号 日本マンション101号室	
自動車の保管場所の位置		横浜市中区海岸通1丁目28番1号 日本駐車場 NO. 5	
保管場所標章番号		960005460 (同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。)	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
警察署長 殿		申請書の提出日を記入	
提出先は、保管場所を管轄する警察署です。		申請者 千(231-8403) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 住所 横浜市中区海岸通2丁目4番1号 日本マンション101号室 電話番号 (045) 211局 1212番 フリガナ カナガワ タロウ 氏名 神奈川 太郎 印	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

記入する

記入しない

記入する

申請区分	新規	名義変更	保管場所の所有者	自動車登録番号	申請する自動車にナンバー(登録番号)がある場合は記入してください。	連絡先	携帯電話 090-1111-1111 神奈川花子 045-222-2222
	住所変更	再交付	自己単独所有	その他			

【申請区分】該当する申請に○印をつけてください。  
新規・・・新車、中古車の購入で現在ナンバーがいない場合  
住所変更・・・引越し等で住所を変え、変更登録する場合  
名義変更・・・所有者の名義を変え、移転登録する場合  
再交付・・・紛失等で証明書の再交付をする場合(証明書の再交付は証明日から1か月以内の場合に限ります)

【保管場所の所有者】  
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。  
自己単独所有・・・自認書を添付  
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

※ 申請手数料 (県収入証紙を貼付)  
証明書交付申請 2,100円  
標章交付申請 500円  
証明書再交付申請 400円  
標章再交付申請 500円

## ※ 注意事項

- この書類は4枚で1組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるボールペンは使用不可)  
★所在図及び配置図 ★保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めています。
- 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限(証明日から1か月)以内に「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

自動車保管場所証明申請書															
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ												
			長さ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> </table> センチメートル 幅 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> </table> センチメートル 高さ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr> </table> センチメートル												
自動車の使用の本拠の位置															
自動車の保管場所の位置															
※ 保管場所標章番号															
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 (                    )                    年    月    日</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 .....</p> <p style="text-align: center;">(                    )                    局                    番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ .....</p> <p style="text-align: center;">氏名 .....</p> <p style="text-align: right;">印</p>															
<p>第                    号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年                    月                    日</p> <p style="text-align: right;">警察署長</p>															

※ この証明書を運輸支局へ提出する期限は、証明日から「一か月」です。

申請	新規	名義変更	保管場所の所有者	自動車登録番号	連絡先
区分	住所変更	再交付	自己単独所有・その他		

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。





